

香南市建設工事電子競争入札心得（令和3年香南市告示第11号）の一部を改正する告示

新	旧
<p>(契約書の提出等)</p> <p>第21条 落札者は、<u>第16条第1項の規定による落札決定の通知があった日から契約管財課が指定する日までに電子契約サービスにより送信された電磁的記録により作成された契約書（以下、「電子契約書」という。）に電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名（以下、「電子署名」という。）をしなければならない。ただし、電子契約サービスを利用しないことを契約管財課が認めた場合は、電子メールで送信された契約書に記名押印し提出することでこれに代えることができる。</u></p> <p>2 市長は、落札者が前項に規定する日までに<u>電子契約書に電子署名をしないとき又は契約書に記名押印し提出しないときは、契約を辞退したものとして、令第167条の2第1項第9号の規定により別に相手方を定めて随意契約を行うことができる。ただし、その随意契約により決定した相手方が電子契約書に電子署名をしないとき又は契約書に記名押印し提出しないときは、随意契約により新たな契約の相手方を決定することができない。</u></p> <p>3 前項で別に定める相手方は、第13条から第15条までの規定により、<u>電子契約書に電子署名をしない又は契約書に記名押印し提出しなかった落札者を除いたときに落札者となる者とする。</u></p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(契約書の提出等)</p> <p>第21条 落札者は、<u>電子メールで送信された契約書の案に記名押印し、その他必要書類を添えて、これらを契約管財課が指定する日までに契約担当者に提出しなければならない。</u></p> <p>2 市長は、落札者が前項に規定する日まで<u>契約書の案を提出しないときは、契約を辞退したものとして、令第167条の2第1項第9号の規定により別に相手方を定めて随意契約の見積合わせを行うことができる。ただし、その随意契約により決定した相手方が前項に規定する契約書を提出しないときは、随意契約により新たな契約の相手方を決定することができない。</u></p> <p>3 前項で別に定める相手方は、第13条から第15条までの規定により、<u>契約書の案を提出しなかった落札者を除いたときに落札者となる者とする。</u></p> <p>4・5 (略)</p>